

舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する指針（案）に対する意見の結果

◆意見募集期間：令和7年1月27日（月）～2月25日（火）

◆意見募集方法：郵送、FAX、電子メール、直接持参

◆意見提出者数：5名

◆意見数：29件

A：意見を踏まえ、修正等を行うもの（0件）

B：意見を踏まえ、その趣旨を今後の施策に反映させていくもの（3件）

C：意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの（4件）

D：意見に対する市の考え方を説明し、ご理解いただくもの（22件）

	意見の概要	処理 区分	意見に対する市の考え方
制度の導入について			
1	制度案全体について、これは戸籍上同性のカップルやその家族にとって必要な制度のため、賛成する。	C	本制度導入により、性的マイノリティが抱える不安や生きづらさの解消を目指すとともに、多様な性のあり方について地域社会の理解を促進することで、誰もが個性を尊重しながら自分らしく暮らすことができる共生社会の構築を目指してまいります。
2	パートナーシップ制度は同性婚への布石と捉えられ、伝統的な家族観や少子化、子供の福祉、社会の混乱などへの影響が懸念される。	D	本制度は、いわゆる「LGBT理解増進法」の趣旨も踏まえ、現行法制上では認められていない同性パートナーへの支援を自治体政策の範ちゅうで実施するもので、法律上の婚姻とは異なり権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、伝統的な家族制度に影響を与えるものではないと考えます。
3	市民病院でのインフォームドコンセントや市営住宅への入居が認められるとされているが、これらは現行ルールの改定で対応可	D	市民病院での家族同様の取り扱い及び市営住宅の入居については、手続上、家族として確認

	能であり、新たに制度を設ける必要性を感じられない。その他のメリットも明確ではない。		するための証明が必要となることから、今回の制度によりその証明書を発行しようとするものです。また、民間サービスにおいても、事業者の判断によりますが、証明書の提示が必要なサービスがあることを確認しています。
4	同性カップルの子どもや養子、親を制度に組み込むことに対し、具体的な需要やメリットが不明確である。	D	同性パートナーやその親又は子どもも含め、支え合う関係を家族として認めていくことは、パートナーシップ関係の当事者だけでなく、その家族が抱える生きづらさや困難の解消と、家族として安心して暮らすことができる社会づくりにつながるものと考え、対象としております。
5	過去5年間で、舞鶴市に対して同性カップルから何件の相談や申し立てがあったのか、具体的な数値を示してほしい。 市民の間では、この制度の需要を感じられない。	D	制度化を求める声については、二代表制である市議会から制度導入の意見をいただいております。 また、市の窓口で、直接、制度導入を求める声はお聞きしていませんが、多様な性に関する施策を求める声はメール等でお聞きしております。 具体的な件数は把握していませんが、性に関することで相談のしづらさもあるものと考えています。 本制度は、第7次舞鶴市総合計画に掲げる「一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり」の実現に向け、「多様性を認め合い、自分らしく暮らせる取組の推進」の一環として、パートナーシップ制度を検討することとしていますので、性的マイノリティの方々が抱える不安や生きづらさの解消を目指すとともに、多様な性のあり方について地域社会の理解を促進していくため、制度を導入するものです。
6	本市がパートナーシップ制度を導入するのも反対はしないが市民はまだ理解するに至っていないと考える。	D	制度の導入にあたっては、パートナーシップ制度をより良いものにするために、制度の構築が、対象となる人だけでなく、多様性を認め合う社会づくりにつながり、社会全体の幸せや活力になるという、社会の側の理解が肝要であると
7	LGBTなど性的マイノリティを取り巻く問題を『自治体』や『学校』『企業』それに『市民』までもが自分のこととして話し合っ		

	て、理解することから始めるべきである。本市がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入することにより、反対LGBTなど性的マイノリティに関する偏見や差別を助長させてしまうことになるのではないか。		考え、多様性に関する正しい理解と認識を深めるための講演会や出前講座、「多様な性について考える」をテーマとした対話集会、ワークショップなど、制度の構築するための土台となる市民理解の醸成に努めてきたところであります。また、パートナーシップ制度そのものも、市民啓発の一手法と考えますが、導入の効果を高めるためにも、導入後も地道な啓発活動の継続に努めます。
8	理解を得ないままの制度導入は新たな差別を生む可能性を秘めていると考える。		
9	市議会での議論も尽くされず、賛同を得ていないのではないか。 市民の理解を得ていないのではないか。	D	当該制度の導入については、多様性を認め合い、社会的弱者に寄り添う政策を推進するため、昨年度、総合計画の目標として明確に位置づけを行ったところであります。総合計画の位置づけの過程では、市議会から具体的施策としてパートナーシップ制度の検討を記述する旨のご提案もいただき、それが現在の計画となったもので、まさに市議会のご意思と市の考えが合致したものであると考えております。
10	この『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度』導入の件は市議会で議論もなされずに、また市民へも広報もしていない。 市民に対して説明もせず市民は納得もしていないのに、本制度を導入するのか。 結果、導入して『一人ひとりの人権が尊重される社会』が誕生するとでも思っているのか。		
11	パブリックコメントの前に、まず議会で十分な議論を行うべきではないか。 同性カップルの権利を尊重し理解を深めるためには、今回のように市民合意や議会の合意を得ないままパブリックコメントを実施するのではなく、先に市民説明会や議会での議論を行い、当事者の声を市民に届けることが重要だと考える。このような制度だけを作っても意味がない。		
12	同性婚容認につながる重要な制度であるため、パブリックコメントの前に市民説明会を開催すべき。 市民や支持者への情報提供が不十分であり、議会の対応に失望している。		
13	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入する前に、広く市民に意見を聞くべき。この問題は『人権』に関わる問題で、軽々しく宣誓すべきではないと考える。	D	二元代表制として市民の代表であります市議会において、具体的施策としてパートナーシップ制度の検討のご提案もいただき、それが現在の総合計画となったもので、市民の声や潜在的なニ

			ズを反映した制度であると考えています。
制度の内容について			
1	性的マイノリティ以外にも、同性カップル、異性カップルを区別せず、異性の婚姻していないカップルも利用できるようにしてほしい。	D	宣誓要件については、各自治体において定められており、本市では、性的マイノリティの中でも、まずは法律婚が認められていない戸籍上同性のパートナーが直面する不安や生きづらさを軽減することを目的とし、対象を同性同士としています。
2	戸籍上同性カップルに限らず、同性カップルの中には、一方がトランスジェンダーであることにより、戸籍上は異性のカップルという例もあるため、京都府下では、戸籍上同性のカップルに制限せず、様々なケースの性的マイノリティを対象としている。		
3	対象の「戸籍上の性別が同性同士」という制限をなくすべきではないか。 6 ページに記載の「制度導入によりできること・できないこと」に自治体間の連携（協定自治体）との記載があることから、他自治体と基本的な条件をそろえる必要性があり、同性の制限をなくすべきではないか。		
4	1 ページに記載の「戸籍上の性別が同一である2者」を対象者の明確化するために「二人又はいずれかの方が、LGBTQ（性的マイノリティ）」に変更すべきではないか。	D	制度の対象を明確にするためには、「戸籍上が同性である」パートナーとするのが、適当であると考えます。
5	トランスジェンダーなどで戸籍名を変更していないものの、生活の実態は異なる氏名を使用していることは多々あるため通称名で宣誓できるようにしてほしい。	C	性別に対する違和感などで通称名を使用されている方は、通称名と戸籍上の氏名を併記することとしています。
6	1 ページ【制度の概要】の「日常の生活において協力し合うことを約束し」を削除。 理由：パートナーであれば当然なのであり記載する必要がないと考えるため。	D	本制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した継続的な関係であることを確認するため、このように記載しています。
7	3 ページ【対象者の要件】の(1)成年は年齢18歳の解釈でよいのか。	C	民法第4条に規定する成年であり、18歳以上が対象となります。
8	3 ページ【対象者の要件】の(2)いずれか一方が市内在住されていること、について、なぜ両者でないのか、理由が知りたい。	D	仕事や学業、家族の事情などで、やむを得ず別居しているパートナーや、パートナーシップ制度を利用後に、どちらか一方が転勤や進学などで転出することも想定できることから、いずれかー

			方が市内在住としています。
9	3 ページ【手続きの流れ】の宣誓書に自書させる場合、当事者が自書できない場合は当事者の立会いの下、当事者の他の者か市職員が代書できるようにしてはどうか。	C	宣誓書に自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、当事者立会のもと、代書は可能です。
その他			
1	『一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり』として、『多様性を認め合い、自分らしく暮らせる取組みの推進』を掲げるのであれば、先ずはこのような悩みを抱える子ども達の相談窓口を積極的に設置することが重要と考える。	D	性の多様性に関する相談については、人権啓発推進課の人権相談や人権擁護委員による人権相談、「よりそいホットライン」などの専門電話相談窓口にてお受けしています。
2	4 月から『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度』を導入するのは決定事項なのに、市民からパブリックコメントを募集するのはおかしい。	D	この度のパブリック・コメントは制度導入にあたり、制度の趣旨、内容等を公表し、これらに対して提出された市民の意見等を考慮した上で、最終的な意思決定を行うために実施したものです。
3	『マイノリティ差別』としては別に『高齢者』や『障がい者』『在日外国人』『被差別部落出身者』『被災地からの避難者』など弱い立場に置かれている『マイノリティ(社会的少数者)』が対象とされてしまいがちである。こうした人たちは、環境や考え方の違いから『差別』や『偏見』の的となってしまう。こういったことも私たち市民は一緒になって考えていく必要があると思う。	B	制度導入後も、性的マイノリティのみならず、年齢、性別、国籍、民族などの違いにかかわらず、一人ひとりが互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現の権利を尊重し、生き生きと生活できる共生社会の実現を目指し、取組みを推進してまいります。
4	たとえ出身がどこであろうが、肌の色が違おうが目が見えない人であっても、また宗教的に異なる思想を持つ者同士でも、お互いが血の通った『人間』として理解し合い尊重し合うことにより束縛されずに『自由』に生きていけるものだとは私は信じている。このことは『教育の場』においても、『家庭内』でも話し合っ『人間としての人権』を考えることからスタートすべきではないか。		
5	性の多様性についての基礎知識の講座も当然やっていく必要がありますが、『パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓制度』を本市でも導入するのであれば、その前に全ての人が『自分らしく』生きるためには『LGBT対策係』というような専門部署を設け	D	制度の導入にあたっては、対象となる人だけではなく、多様性を認め合う社会づくりにつながり、社会全体の幸せや活力になるという、社会の側の理解が肝要であることから、今後も人権啓

	て、『教育委員会』や『学校の先生』『父兄』また『企業経営者』にも参加してもらい、性的マイノリティを取り巻く問題を理解することから始めるべきだ考える。		発推進課を中心に関係機関と連携し、市民一人ひとりが「性的マイノリティ」をはじめとする様々な人権を尊重できる社会を構築するため、啓発活動に取り組んでまいります。
6	制度を利用する市民、それをとりまく社会環境（意識）改善のため、他市のようにガイドブックや手引き、また、今後、育休取得の適用等のためにも事業所への制度周知も必要であると考え	B	今後も、様々な媒体を通じ、市民や事業者の皆さまが制度の趣旨や内容を理解し、ご協力いただけるよう、広く周知・啓発に努めてまいります。
7	同性婚に対する考え方と方針を聞きたい。	D	同性婚に関する法整備については、これまでも近畿市長会を通じて国に要望を重ねておりますが、基本的には国の法制度に関わることであり、政府において議論され、国民的な同意を得ていく必要があると考えております。